

答申第 230 号

情公第 2469 号

令和5年12月1日

神奈川県教育委員会  
教育長 花田 忠雄 様

神奈川県個人情報保護審査会  
会 長 高 橋 良

自己情報開示処分に関する審査請求について（答申）

令和3年7月7日付けで諮問された特定学校の対応に関する文書不存在の件  
（諮問第 247 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、審査請求人からの令和2年12月15日付け自己情報の開示請求に対して、不開示決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年12月15日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「入学時に、開示請求者より、指定該当者以外は当該生徒に掛かる在籍や住所等一切の情報の非開示など、守秘義務を申し出ており、学校よりその了解を得ているところ、2015年頃、それに反して、学校が少なくとも、二度対応するという事態が発生している。それに掛かる開示を請求する。特定生徒：2016年3月卒業（生）」について、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、同月22日付けで、本件請求に係る文書を作成していないことを理由に、その全てを不開示とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月24日付け審査請求書及びこれを補正した同年4月15日付け審査請求書をもって、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

（省略）

## 4 実施機関の説明要旨

### (1) 報告書等について

ア 特定県立学校内における本件事案についての情報共有は口頭で行われており、文書を作成していないため、不存在である。

イ 特定県立学校において、県教育委員会に対して、本件事案に係る報告

は行っていないことから、報告書等は存在しない。その他記録に係る文書についても、校内を探索したが、審査請求人の保有個人情報には存在しなかった。

(2) その他記録について

ア 審査請求人が主張するとおり、その他記録に審査請求人の保有個人情報が含まれていたとしても、神奈川県教育委員会行政文書管理規則第9条に規定する文書保存期間は3年又は5年であり、本件請求時点ではその期間が満了していることから、既に廃棄されている。

イ さらに、その他記録のうち、生徒カードは、本件生徒の個人情報であることから、仮に当該文書が存在したとしても、審査請求人の保有個人情報としては存在しない。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、本件請求の対象である保有個人情報が記録された行政文書として、報告書等及びその他記録に係る文書が存在するはずである旨主張していることから、以下、本件請求に対する保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(1) 報告書等について

審査請求人は、特定県立学校への問合せ等により、本件事案の事実確認はできていることから、本件事案に係る報告書等が存在するはずである旨主張している。これに対し、当審査会が実施機関に弁明書の説明内容を確認したところ、特定県立学校では、通常、来校者があった際の校内での情報共有は口頭でなされており、本件事案について教育委員会に報告を行っていないことから報告書等は不存在であり、本件請求を受け、報告書等と併せてその他記録に係る文書についても探索をしたが、本件対象文書は存在しなかったと説明している。

そこで検討すると、実施機関において、審査請求人の主張する本件事案が発生したことを承知していたのであれば、それに係る報告書等が作成されることも考えられる。しかし、当審査会が確認したところ、実施機関は、審査請求人が主張する本件事案が発生したとされる時点では、本件事案の

発生を認識しておらず、本件請求により本件事案が発生した可能性を認識したことから、本件請求以前には報告書等を作成していないと説明している。

当審査会が審査請求書及び反論書を確認する限り、実施機関が本件請求に係る対応以前に本件事案が発生した可能性を認識し、本件事案に係る記録の作成及び教育委員会等への報告を行っていたことをうかがわせる事情は確認できない以上、実施機関の説明は不自然、不合理とはいえ、審査請求人からこれを覆す具体的根拠も示されていない以上、実施機関が報告書等について文書不存在を理由に不開示と判断したことは妥当である。

## (2) その他記録について

審査請求人は、自身が特定県立学校に問合せを行っている際には、実施機関において、その他記録に係る文書を保管中だった可能性があり、保管中であった場合には、審査請求人への配慮として、実施機関が文書保存期間を延長する等の配慮が行われていた可能性がある」と主張している。これに対し、実施機関は、本件請求を受け、校内を改めて探索したが、審査請求人の保有個人情報を含んだ文書は存在せず、また、仮に審査請求人が主張するその他記録等に係る文書が作成されていたとしても、保存期間満了により、既に廃棄していると説明している。

そこで検討すると、神奈川県教育委員会行政文書管理規則第15条第2項は、保存期間が満了した行政文書であっても、事務の遂行に当たって必要な場合には、その必要な期間に限り、保存することができる旨、規定している。しかし、実施機関は、前述のとおり、本件事案が発生した可能性を本件請求時点まで認識していなかったと認められる以上、「事務の遂行に当たって必要な場合」とであると実施機関としては判断し得ないと考えられることから、保存期間満了により既に廃棄したという実施機関の説明は不自然、不合理ではなく、これを覆す事情も認められないことから、実施機関がその他記録について文書不存在を理由に不開示と判断したことは妥当である。

## (3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも

のではない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年7月7日 (収受)	○ 諮問
令和5年10月16日 (第336回審査会)	○ 審議
令和5年11月20日 (第337回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠里可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 ( 神 奈 川 県 弁 護 士 会 )	会 長
中 嶋 慶 子	弁 護 士 ( 神 奈 川 県 弁 護 士 会 )	

(令和5年12月1日現在) (五十音順)